

## 小牧市開発行為等の許可の基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第12号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づき、市街化調整区域における開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地に係る建築物の新築、改築又は用途の変更（以下「新築等」という。）の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第34条第12号の規定による条例で定める開発行為)

第2条 法第34条第12号の規定による条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域内において行うこと。

ア 次に掲げる土地の区域を含まないこと。

(ア) 令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域（災害の防止が図られている土地の区域として市長が認める土地の区域を除く。）

(イ) (ア)に掲げるもののほか、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域

イ 法第18条の2第1項の規定により定めた都市計画に関する基本的な方針において、工業の用に供する土地として利用を図ることとした地域内にあること。

(2) 産業集積の形成及び活性化を図るため市長が定める業種に属する事業の用に供する工場又は研究所で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。

(3) 開発区域の規模が、開発区域内において予定される建築物（以下「予定建築物」という。）をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満であること。

(4) 予定建築物の敷地の主たる出入口が面する道路の幅員が、9メートル

ル（予定建築物の敷地面積が1ヘクタール未満である場合にあつては、6メートル）以上であること。

(5) 開発区域の周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。

（令第36条第1項第3号ハの規定による条例で定める建築物の新築等）

第3条 令第36条第1項第3号ハの規定による条例で定める建築物の新築等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 前条第1号の土地の区域内において行うこと。

(2) 前条第2号に規定する業種に属する事業の用に供する工場又は研究所で、自己の業務の用に供するものの新築等であること。

(3) 新築等を行う建築物の敷地の規模が、当該建築物をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満であること。

(4) 新築等を行う建築物の敷地の主たる出入口が面する道路の幅員が、9メートル（当該建築物の敷地面積が1ヘクタール未満である場合にあつては、6メートル）以上であること。

(5) 建築物の新築等を行う土地の区域の周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る同法第34条第12号の規定により条例で定

める開発行為又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更については、改正後の小牧市開発行為等の許可の基準を定める条例第2条又は第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。